

# 営業届出の手続について

## 届出用紙による窓口での届出

※食品衛生申請等システムによる電子申請は裏面をご覧ください。

「営業届」に必要な事項を記入して、各区生活衛生課の窓口へ提出してください。

※「営業届」は窓口で配布しています。

### 【届出時に必要な書類等】

- ◆ 食品衛生責任者の資格を証明する書類  
食品衛生責任者養成講習会の修了証や、調理師の免許証など、資格を証明する書類の原本又は写しを提示してください。
- ◆ 給食施設の場合は施設の構造設備がわかる図面

※届出業種によっては、別途添付書類が必要な場合があります。

営業許可の申請手続は、様式や添付書類が営業届とは異なりますので、各区生活衛生課にお問い合わせください。

## 食品衛生責任者の選任はお済みですか？

営業の許可を必要としない施設にも、食品衛生責任者の選任が義務付けられています。

### 【食品衛生責任者になることができる主な資格】

- ◆ 調理師、栄養士、製菓衛生師
- ◆ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- ◆ 大学等で、医学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修了した者
- ◆ 食品衛生責任者養成講習会の修了者 など

食品衛生責任者の資格を持つ人がいない場合は…

食品衛生責任者になれる資格は、横浜市食品衛生協会が開催している「食品衛生責任者養成講習会」を受講することで、取得することができます。

### 《食品衛生責任者養成講習会の受講申込み、問合せ先》

一般社団法人 横浜市食品衛生協会 電話 045(711)1911  
<http://fha-yokohama.jp/>



※ 食品衛生責任者養成講習会をこれから受講する場合は、受講が済んでから届出を行うようにしてください。令和3年11月30日までに養成講習会を受講することが難しい場合は、営業届の「食品衛生責任者の氏名」欄は空欄とし、受講後に「営業許可申請事項・営業届出事項変更届」により受講した旨を届け出てください。

営業届出の手続に関するお問合せ専用電話をご用意しています。  
 詳細は裏面をご覧ください。

# 営業届出の手続について

## 食品衛生申請等システムによる届出

※営業届による窓口での届出については裏面をご覧ください。

営業許可の申請手続は、様式や添付書類が営業届とは異なりますので、各区生活衛生課にお問い合わせください。

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

マニュアル  
本文へ よくあるご質問 (FAQ)  
文字サイズの変更  
標準 大 特大

### 食品衛生申請等システム

The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls.

① 初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。  
GビジネスIDを利用される方は、「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方

**GビジネスIDでログイン** **GビジネスIDを作成**

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる経済産業省が提供するサービスです。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

「営業届」は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を用いて、オンライン上で提出することができます。

《食品衛生申請等システム》

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



食品衛生 システム で検索！

### 【届出時に必要な書類等】

システムの「ファイル登録」ボタンから、スキャンしたデータ等を添付してください。

#### ◆ 食品衛生責任者\*の資格を証明する書類

食品衛生責任者養成講習会の修了証や、調理師の免許証などのデータを添付してください。

\*食品衛生責任者の選任については、裏面をご覧ください。

※ 届出業種によっては、別途添付書類が必要な場合があります。

#### ◆ 給食施設の場合は施設の構造設備がわかる図面

食品衛生申請等システムの横浜市版マニュアルは、こちら →



営業届出の手続に関するお問合せ専用電話 ※おかけ間違いにご注意ください。

**045-671-4634** (平日 9:00~17:00)

- ▶ 営業届の記入(入力)方法、添付書類などに関する内容以外のご相談については、各区生活衛生課あてご連絡ください。
- ▶ 営業許可の取得が必要と考えられる場合などについては、ご相談窓口として各区生活衛生課をご案内させていただきます。予めご了承ください。